

平成 25 年 3 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 25 年 2 月 22 日提出

発議案第 1 号 盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

発議案第 2 号 盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議案第 3 号 盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
について

発議案第1号

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成25年2月22日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 盛岡市議会議員 | 菊田隆 |
| 賛成者 | 盛岡市議会議員 | 細川光正 |
| 〃 | 〃 | 宮川寿信 |
| 〃 | 〃 | 兼平孝蔵 |
| 〃 | 〃 | 藤澤由久 |
| 〃 | 〃 | 竹田浩久 |
| 〃 | 〃 | 鈴木木努 |
| 〃 | 〃 | 大畑正二人 |
| 〃 | 〃 | 大吉田孝介 |
| 〃 | 〃 | 金沢陽重幸 |
| 〃 | 〃 | 高橋重春治 |
| 〃 | 〃 | 庄子春直友 |
| 〃 | 〃 | 池野直志 |
| 〃 | 〃 | 守谷祐志 |

盛岡市議会議長 村田芳三様

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則

盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|-----|--|---|
| 目次中 | 「第14章 会議録（第 112条～第 115条） 第15章 協議又は調整を行うための場（第 116条） 第16章 議員の派遣（第 117条） 第17章 補則（第 118条）」 | 「第14章 公聴会、参考人（第 第15章 会議録（第 119条～ を 第16章 協議又は調整を行う 第17章 議員の派遣（第 124 第18章 補則（第 125条）」 |
|-----|--|---|

112条～第 118条)

第 122条)

ための場（第 123条）に改める。

条)

第15条中「法第 115条の 2」を「法第 115条の 3」に改める。

第66条第 2 項中「法第 109条の 2」を「法第 109条」に改める。

第17章中第 118条を第 125条とし、同章を第18章とする。

第16章中第 117条を第 124条とし、同章を第17章とする。

第15章中第 116条を第 123条とし、同章を第16章とする。

第14章中第 115条を第 122条とし、第 112条から第 114条までを 7 条ずつ繰り下げ、同章を第15章とする。

第13章の次に次の 1 章を加える。

第14章 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第 112条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 113条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 114条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ文書で申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 115条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 116条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 117条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 118条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「第 116条関係」を「第 123条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致をするための手続を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

発議案第2号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成25年2月22日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 盛岡市議会議員 | 菊田隆 |
| 賛成者 | 盛岡市議会議員 | 細川光正 |
| 〃 | 〃 | 宮川寿 |
| 〃 | 〃 | 兼平孝信 |
| 〃 | 〃 | 藤澤由蔵 |
| 〃 | 〃 | 竹田浩久 |
| 〃 | 〃 | 鈴木木努 |
| 〃 | 〃 | 大畑正二人 |
| 〃 | 〃 | 大吉田孝人 |
| 〃 | 〃 | 金沢陽介 |
| 〃 | 〃 | 高橋重幸 |
| 〃 | 〃 | 庄子春治 |
| 〃 | 〃 | 池野直友 |
| 〃 | 〃 | 守谷祐志 |

盛岡市議会議長 村田芳三様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、必要な規定の整備をしようとするものである。

発議案第3号

盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成25年2月22日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 盛岡市議会議員 | 菊田隆 |
| 賛成者 | 盛岡市議会議員 | 細川光正 |
| 〃 | 〃 | 宮川寿信 |
| 〃 | 〃 | 兼平孝蔵 |
| 〃 | 〃 | 藤澤由久 |
| 〃 | 〃 | 竹田浩久 |
| 〃 | 〃 | 鈴木努 |
| 〃 | 〃 | 大畑正二 |
| 〃 | 〃 | 吉田孝人 |
| 〃 | 〃 | 金沢陽介 |
| 〃 | 〃 | 高橋重幸 |
| 〃 | 〃 | 高橋春治 |
| 〃 | 〃 | 池野直友 |
| 〃 | 〃 | 守谷祐志 |

盛岡市議会議長 村田芳三様

盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条及び第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条を次のように改める。

（使途基準）

第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等
市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動（次項及び第3項にお
いて「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 次に掲げる議員の活動は、政務活動に該当しないものとする。

- (1) 法令の制限に抵触するおそれのある活動
- (2) 選挙活動
- (3) 後援会活動
- (4) 政党活動
- (5) 私的活動

3 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第5条及び第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条中「議長は」の次に「、政務活動費の使途の透明性の確保に努め」を加え、「政務調査
費」を「政務活動費」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関 する経費 |
| 研修費 | 議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会 の参加に要する経費 |
| 広報費 | 議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 |
| 広聴費 | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、 住民相談等の活動に要する経費 |
| 会議費 | 議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員 の参加に要する経費 |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 資料作成費 | 議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 人件費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務所費 | 議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に変更するほか、政務活動費の使途基準を定めようとするものである。